

福岡県公報

平成20年5月26日
第2827号

目次

告示(第861号-第871号)

土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	4
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	5
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	7
土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	8
土地改良区の役員の就任	(農村整備課)	8
土地改良区の役員の就任	(農村整備課)	8
公 告			
平成20年度福岡県製菓衛生師試験の実施	(保健衛生課)	8
公 安 委 員 会			
警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	10
正 誤			
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成20年5月福岡県告示804号)中正誤		12

告 示

福岡県告示第861号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年5月26日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
若宮町金生土地改良区 柳川北部土地改良区 八女筑後地区土地改良区 筑後東部第1期土地改良区 三池干拓土地改良区	平成20年5月15日

福岡県告示第862号

筑後市下妻土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年5月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
塚 本 勉	筑後市大字中牟田522番地 1
下 川 満 男	" 大字折地590番地 1
井 口 金 平	" 大字下妻384番地 2
友 添 輝 光	" 大字富安213番地 2
下 川 正 剛	" 大字馬間田947番地 1
下 川 清 人	" " 746番地 1
太田黒 一 八	" 大字中折地338番地

2 退任監事

氏 名	住 所
下 川 哲 也	筑後市大字馬間田1295番地 1

森田 英明	" 大字中折地171番地 2
-------	----------------

3 就任理事

氏名	住所
下川 満男	筑後市大字折地590番地 1
井口 金平	" 大字下妻384番地 2
井口 明光	" " 268番地 1
友添 輝光	" 大字富安213番地 2
川口 廣喜	" 大字馬間田1318番地 1
井口 富雄	" " 168番地
塚本 正弘	" 大字中牟田536番地
太田黒 一八	" 大字中折地338番地

4 就任監事

氏名	住所
下川 達弘	筑後市大字下妻514番地 1
下川 輝也	" 大字折地603番地

福岡県告示第863号

八女筑後地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年 5月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
下川 豊	筑後市大字古島382番地
角 正行	八女市川犬1012番地 5
塚本 勉	筑後市大字中牟田522番地 1
中 富有勝	" 大字井田1073番地

近藤 公男	" 大字北長田662番地
田島 雅弘	" 大字鶴田1565番地 1
貝田 忠敏	" 大字富久578番地 2
石橋 弘之	" 大字江口490番地
北島 久生	" 大字津島989番地
近藤 明夫	" 大字蔵数740番地 2
服部 信雄	八女市鷓池791番地

2 退任監事

氏名	住所
村上 知巳	筑後市大字津島1340番地
城戸 修	" 大字熊野1021番地 8
樋口 邦雄	八女市酒井田902番地の 2

3 就任理事

氏名	住所
田中正 助	筑後市大字折地22番地
川口 誠二	八女市国武464番地
下川 満男	筑後市大字折地590番地 1
井口 金平	" 大字下妻384番地 2
塚本 秀喜	" 大字島田410番地
近藤 公男	" 大字北長田662番地
田島 雅弘	" 大字鶴田1565番地 1
田中 瑞廣	" 大字江口744番地
小田 新治	" 大字高江728番地 2
北島 久生	" 大字津島989番地
近藤 明夫	" 大字蔵数740番地 2
服部 信雄	八女市鷓池791番地
穴見 茂穂	" 井延303番地

4 就任監事

氏名	住所
村上 知巳	筑後市大字津島1340番地
城戸 修	" 大字熊野1021番地 8
西江 正行	八女市本2984番地

福岡県告示第864号

筑後東部第1期土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
政次 春男	八女市川犬1494番地の1
村上 榮廣	筑後市大字津島577番地 2
丸林 博幸	八女市緒玉58番地
片小田 義昭	" 柳瀬330番地の1
中島 一敏	" " 244番地
諸富 武夫	" 光166番地
横溝 延道	筑後市大字溝口534番地 3
大藪 邦勇	" 大字北長田504番地 4
山口 和真	" 大字久恵1077番地 1
萩尾 富則	" 大字津島1003番地
三小田 勝之	みやま市瀬高町本郷876番地 2
内野 博介	" " " 880番地

2 退任監事

氏名	住所
----	----

江崎 隆治	八女市新庄1701番地の1
瀬戸 明夫	筑後市大字新溝315番地
吉開 和治	みやま市瀬高町本郷764番地 2

3 就任理事

氏名	住所
政次 春男	八女市川犬1494番地 1
近藤 隆夫	筑後市大字北長田285番地 2
坂田 收	八女市緒玉468番地 2
片小田 義昭	" 柳瀬330番地 1
中島 一敏	" " 244番地
樋口 洋文	" 酒井田726番地 1
下川 利治	筑後市大字津島1136番地 1
松本 富美男	" 大字溝口1169番地
山口 和真	" 大字久恵1077番地 1
萩尾 富則	" 大字津島1003番地
三小田 勝之	みやま市瀬高町本郷876番地 2
三小田 新	" " " 903番地 2

4 就任監事

氏名	住所
金納 昇	八女市新庄1687番地
篠原 千郷	筑後市大字鶴田884番地 1
吉開 和治	みやま市瀬高町本郷764番地 2

福岡県告示第865号

三池干拓土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
中 嶋 長 生	大牟田市昭和開315番地
山 口 弘 幸	" " 296番地
森 角 夫	" " 282番地
野 林 重 信	みやま市高田町昭和開191番地
富 重 太望人	" " " 140番地
池 田 桂 治	" " " 130番地
山 本 円 生	大牟田市大字岬2656番地
内 野 繁 光	" " 1001番地
平 野 築	" 大字唐船1274番地
古 賀 正 廣	" 大字手鎌1175番地 4
河 野 定	" 下白川1丁目267番地
久保田 備 基	みやま市高田町黒崎開1593番地
田 中 登	" " 永治275番地
内 田 隆 人	" " 黒崎開1628番地
永 江 未 広	" " 江浦1279番地 1
平 川 恵 一	" " " 516番地 1
久保田 芳 美	" " " 762番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
馬 場 幸 男	大牟田市昭和開310番地
金 子 利 久	みやま市高田町昭和開178番地
中川原 勇	大牟田市大字手鎌788番地
小 宮 勝 洋	みやま市高田町北新開916番地

3 就任理事

氏 名	住 所
西 田 行 弘	大牟田市昭和開323番地
馬 場 幸 男	" " 310番地
奥 園 長 登	" " 293番地
野 林 重 信	みやま市高田町昭和開191番地
江 口 教 雄	" " 179番地
梅 崎 聖 人	" " 132番地
山 本 円 生	大牟田市大字岬2656番地
内 野 繁 光	" " 1001番地
奥 園 長 徳	" 大字唐船501番地
古 賀 正 廣	" 大字手鎌1175番地 4
河 野 定	" 下白川町1丁目267番地
伊 藤 孝 行	みやま市高田町黒崎開2020番地 2
内 田 隆 人	" " " 1628番地
井 口 金 幸	" " " 806番地 1
松 藤 秀 年	" " 永治190番地 1
久保田 芳 美	" " 江浦762番地 1
新 田 好 身	" " " 1290番地

4 就任監事

氏 名	住 所
杉 本 政 士	大牟田市昭和開283番地
境 俊 也	みやま市高田町昭和開136番地
中川原 勇	大牟田市大字手鎌788番地
田 中 一 馬	みやま市高田町徳島164番地

福岡県告示第866号

大川東部第2土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
中村 金夫	大川市大字下木佐木662番地
柿添 修	" " 502番地2の2
柿添 信美	" " 985番地1
田中 淳實	" 大字下牟田口436番地1
江崎 重俊	" 大字大橋71番地1
江口 利昭	" 大字荻島166番地1
大淵 茂行	" 大字鬼古賀138番地
大淵 光義	" " 392番地
江口 泰巳	" " 827番地
松永 泰弘	柳川市金納208番地2
古賀 芳則	大川市大字北古賀92番地
増田 吉弘	" " 131番地
中村 一二	" 大字郷原454番地2
馬淵 一雄	" " 397番地

2 退任監事

氏名	住所
宮原 彦徳	大川市大字下木佐木1085番地
石橋 弘基	" 大字三丸692番地
河野 洋一	" 大字荻島126番地

3 就任理事

氏名	住所
中村 金夫	大川市大字下木佐木662番地
柿添 修	" " 502番地2の2

柿添 信美	" " 985番地1
田中 重行	" 大字下牟田口622番地
江崎 重俊	" 大字大橋71番地1
江口 利昭	" 大字荻島166番地1
大淵 昭晴	" 大字鬼古賀78番地
中島 直美	" " 730番地1
大淵 峯夫	" " 497番地2
松永 泰弘	柳川市金納208番地2
古賀 芳則	大川市大字北古賀92番地
増田 吉弘	" " 131番地
中村 一二	" 大字郷原454番地2
馬淵 一雄	" " 397番地

4 就任監事

氏名	住所
藏森 菊雄	大川市大字下木佐木1089番地1
石橋 弘基	" 大字三丸692番地
河野 洋一	" 大字荻島126番地

福岡県告示第867号

大川北部地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
内藤 勝記	大川市大字酒見1260番地
内藤 昌一	" " 1084番地1

辻 廣 美	" 大字諸富371番地 1
細 江 義 光	" " 217番地
辻 利 幸	" " 272番地
緒 方 政 市	" 大字中古賀721番地
水 落 栄 生	" 大字中木室73番地
水 落 渡	" " 105番地
添 島 巖	" " 359番地
添 島 良 昭	" " 394番地 2
水 落 智	" " 421番地
福 山 義 信	" 大字大橋207番地 3
内 村 勝 仁	" 大字本木室13番地 1
宮 崎 正 行	" " 1021番地
宮 崎 藤 男	" " 861番地
田 中 秀 行	" 大字中八院112番地
田 中 松 夫	" " 182番地
田 中 嘉 徳	" " 1087番地
田 中 博 文	" " 1077番地
田 中 繁 行	" 大字上白垣365番地 1
古 賀 憲 人	" " 282番地 2
石 橋 一 雄	" 大字下白垣127番地
石 橋 直 徒	" " 485番地
中 村 勝 喜	" " 651番地 3
廣 松 功	" 大字下八院100番地 1
廣 松 強	" " 242番地 3

2 退任監事

氏 名	住 所
喜 多 康 夫	大川市大字酒見1079番地
水 落 一 磨	" 大字中木室391番地 1

宮 崎 和 喜	" 大字本木室298番地
水 島 久	" 大字中八院14番地 7
田 中 竹 勇	" 大字下八院228番地

3 就任理事

氏 名	住 所
酒 見 哲 往	大川市大字酒見1000番地
平 田 利 文	" " 1269番地 1
辻 俊 一	" 大字諸富542番地
細 江 勝	" " 193番地 1
平 田 博 治	" " 403番地
茂 島 智 功	" 大字中古賀840番地 1
水 落 栄 生	" 大字中木室73番地
水 落 渡	" " 105番地
添 島 謙 治	" " 180番地 1
添 島 良 昭	" " 394番地 2
柏 原 善 武	" " 491番地
福 山 義 信	" 大字大橋207番地 3
内 村 勝 仁	" 大字本木室13番地 1
宮 崎 正 行	" " 1021番地
宮 崎 猛 美	" " 855番地 2
田 中 秀 行	" 大字中八院112番地
田 中 勝 義	" " 463番地 1
田 中 嘉 徳	" " 1087番地
田 中 博 文	" " 1077番地
田 中 繁 行	" 大字上白垣365番地 1
野 口 國 廣	" " 203番地 1
石 橋 一 雄	" 大字下白垣127番地
田 中 熊 次 郎	" " 94番地 1

中村勝喜	" "	651番地3
廣松節次郎	" "	大字下八院126番地3
田中実	" "	80番地

4 就任監事

氏名	住所
平田文雄	大川市大字諸富251番地
水落牧雄	" 大字中木室60番地2
福山功	" 大字大橋201番地
田中重雄	" 大字中八院113番地2
石橋直徒	" 大字下白垣485番地

福岡県告示第868号

第一大橋土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
鹿毛林	久留米市大橋町常持919番地2の1
中野義則	" " " 367番地1
石井保利	" " 合楽538番地3
秋永一芳	" " 常持1167番地1
平塚英敏	" " " 374番地2
西田信輝	" " 合楽864番地3
柳瀬哲	" " " 184番地1
穴見治義	" 草野町草野835番地1
秋永昌昭	" 大橋町常持230番地1

島津清晴	" "	善導寺町島705番地
西田満博	" "	大橋町合楽406番地
石橋一男	" "	田主丸町中尾1774番地2
山川茂之	" "	大橋町常持836番地
久保山一年	" "	田主丸町中尾1205番地
古賀一成	" "	大橋町常持935番地2
宮崎文利	" "	草野町矢作131番地4
中村康胤	" "	大橋町合楽422番地

2 退任監事

氏名	住所
柳瀬磨	久留米市大橋町合楽206番地
古賀安森	" " 常持1045番地17
西坂喜八	" 善導寺町島660番地

3 就任理事

氏名	住所
鹿毛林	久留米市大橋町常持919番地2の1
中野義則	" " " 367番地1
石井保利	" " 合楽538番地3
秋永一芳	" " 常持1167番地1
平塚英敏	" " " 374番地2
西田信輝	" " 合楽864番地3
柳瀬哲	" " " 184番地1
穴見治義	" 草野町草野835番地1
秋永昌昭	" 大橋町常持230番地1
島津清晴	" 善導寺町島705番地
西田満博	" 大橋町合楽406番地
石橋一男	" 田主丸町中尾1774番地2

山 川 茂 之	"	大橋町常持836番地
久保山 一 年	"	田主丸町中尾1205番地
古 賀 一 成	"	大橋町常持935番地 2
宮 崎 文 利	"	草野町矢作131番地 4
中 村 康 胤	"	大橋町合楽422番地

4 就任監事

氏 名	住 所
柳 瀬 磨	久留米市大橋町合楽206番地
古 賀 清 一	" " 常持1045番地17
西 坂 喜 八	" 善導寺町島660番地

福岡県告示第869号

筑後西部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年 5月26日

福岡県知事 麻 生 渡

退任理事

氏 名	住 所
下 川 恵 吉	筑後市大字水田344番地

福岡県告示第870号

耳納山麓土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年 5月26日

福岡県知事 麻 生 渡

就任理事

氏 名	住 所
-----	-----

甲 勝	久留米市善導寺町木塚865番地
-----	-----------------

福岡県告示第871号

竹野第二土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年 5月26日

福岡県知事 麻 生 渡

就任理事

氏 名	住 所
原 田 輝 雄	久留米市田主丸町以真恵970番地 1

公 告

公告

平成20年度福岡県製菓衛生師試験を次のように実施する。

平成20年 5月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和41年12月26日において、菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの
- (4) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）で定めるところによりこれら

の者と同等以上の学力があると認められる者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの又は2年以上菓子製造業に従事したもの

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

ア 衛生法規

イ 公衆衛生学

ウ 食品学

エ 食品衛生学

オ 栄養学

カ 製菓理論

キ 製菓実技 (和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか一科目を選択)

ただし、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定による菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出るものについては、カ 製菓理論及びキ 製菓実技の試験を免除する。

(2) 日時及び場所

日	時	科目	場所
平成20年9月2日(火曜日) (ただし、台風の到来等により9月2日に試験の実施が困難となったときは、平成20年9月9日(火曜日)に試験日を変更する。)	午後1時から午後3時まで (ただし、試験科目の免除を受ける者の試験時間は午後1時から午後2時30分までとする。)	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論 製菓実技	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎8階803号会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に、次に掲げる書類(㊦)の書類の提出については、試験科目の一部免除を願い出る場合に限る。)、写真(出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの)1枚、受験票1枚及び受験申込手数料9,400円を添えて、県内に住所地、就業地又は就学地を有する者は、当該住所地、就業地又は就学地を管轄する保健福祉環境事務所(ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区生活支援課、福岡市については各区保健福祉センター、大牟田市については大牟田市保健所、久留米市については久留米市保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。)、県外に住所地、就業地又は就学地を有する者は、福岡県保健医療介護部保健衛生課(郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「県庁保健衛生課」という。)へ提出すること。

㊦ 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類(中学校卒業以上の卒業証書の写し又は卒業証明書) 1部

㊧ 製菓業務従事証明書又は製菓衛生師養成施設において1年以上の製菓衛生師としての課程を修了したことを証する書類 1部

㊨ 履歴書 1部

㊩ 戸籍抄本(出願前6月以内に発行されたもの) 1部

㊪ 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類 1部

イ 受験願書の用紙は、各保健福祉環境事務所等及び県庁保健衛生課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、「製菓衛生師試験願書希望」と明記の上、あて先及び郵便番号を記入し、90円切手をはった返信用封筒(長形3号、はがきが折らずに入る定形郵便のもの)を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料9,400円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は受験しなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便とし、「製菓衛生師受験願書在中」と朱書きすること。

(2) 受付期間及び受付時間

ア 受験願書の受付期間は、平成20年7月8日（火曜日）から同月22日（火曜日）までとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成20年7月22日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の受験番号は、平成20年10月3日（金曜日）に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び県庁保健衛生課に掲示するほか、県公報に登載して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

(1) 台風の到来等により、平成20年9月2日に試験の実施が困難となったときは、各保健福祉環境事務所等及び県庁保健衛生課から各受験者に電話により、試験日等の変更を連絡する。

(2) 受験手続その他の問い合わせは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は県庁保健衛生課に対して行うこと。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第165号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成20年5月26日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
------	------	------

平成20年7月7日（月）から同年7月15日（火）までの間	午前9時30分から午後5時35分まで（最終日の講習については午後0時10分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成20年9月9日（火）から同年9月17日（水）までの間		

なお、上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日については休講とする。

3 受講定員

各講習30名

4 受講対象者

受講対象者については、受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
 - (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 5 必要書類
- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通

申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(2) 前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

ア 4(1)に該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 4(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

ウ 4(3)に該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

エ 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

オ 4(5)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成20年6月9日（月）から同年6月13日（金）までの午前9時から午後6時までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話し、受講希望日の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日の午後6時までに、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日に、受講申込手続きを行わなかった者の受付番号及び事前申込みは無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

7 講習受講手数料

47,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、申請の取消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

8 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 警備員指導教育責任者講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

9 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

また、受講者は各講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては、動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカーあり）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生

活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
 (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは

売りさばきを行っていないことから、受講申請に際しては、事前に福岡県領収証紙を購入しておくこと。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
20・5・16	2823	告 示	804	5	○		4		限る。)〇〇字小峠1882の2(次の図に示す部分に限る。)	限る。)

